現 行 法曹志望者

法科大学院

既修者(2年) 未修者(3年) 司法試験予備試験

修了

合格

司法試験

1. 受験資格等

法科大学院修了者及び司法試験予備試験合格者が5年間に限 り受験可能

- 2. 試験の方法・試験科目
- (1) 短答式による筆記試験 (憲法・民法・刑法)
- (2) 論文式による筆記試験

「公法系科目(憲法・行政法)・民事系科目(民法・商法・民事「訴訟法)・刑事系科目(刑法・刑事訴訟法)・選択科目

合格

司法修習 (1年間)

導入修習: 3週間、分野別実務修習: 2月弱×4、選択型実務修習: 1月

半、集合修習:1月半

法 曹

改 正 後

法曹志望者

- ※ 司法試験予備試験は廃止
- ※「法科大学院の教育と司法試験等との 連携等に関する法律」は廃止

司法試験

1. 受験資格等

法科大学院修了者及び司法試験予備試験合格者に限定 せず、受験期間も制限しない。

- 2. 試験の方法・試験科目
- (1) 短答式による筆記試験 憲法・行政法・民法・商法・民事訴訟法・刑法・刑事訴 訟法
- (2) 論文式による筆記試験

憲法・行政法・民法・商法・民事訴訟法・刑法・刑事訴 訟法・法律実務基礎科目

- ※法科大学院修了者は、法律実務基礎科目を免除
- (3) 口述試験

公法系科目(憲法・行政法)・民事系科目(民法・民事 訴訟法)・刑事系科目(刑法・刑事訴訟法)

※筆記試験合格者に対しては、次回の筆記試験を免除

C 10

法科大学院の役割 (イメージ)

- ①司法試験向け 教育 既修者(2年) 未修者(3年)
- ②司法修習向け 教育
- ③リカレント教育
- ④多様な人材 に対する教 育

研修における法科 大学院の活用

合格

司法修習 (1年2月間)【裁判所法の一部改正】

導入修習: 2月、分野別実務修習: 2月弱×4、選択型実務修習: 2月強、集合修習: 1月 半 (イメージ)

法 曹

〇弁護士会等による弁護士への研修機 会の提供等【弁護士法の一部改正】

施行期日:一部の規定を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

経過措置:改正後の司法試験が初めて行われる年から6年間は、従前の司法試験も併せて実施